

愛知県から事業者の皆様へ ～テレワークの徹底等による出勤者数の削減について～

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

愛知県では、令和3年8月25日（水）に緊急事態措置を発出し、県民・事業者の皆様へこの感染症を克服するための様々な取組をお願いしております。

中でも、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務を徹底していただくとともに、その実施状況を自ら積極的に公表していただくようお願いいたします。

なお、実施状況の公表方法について、政府から公表フォーマット等が示されておりますので、参考にいただき、自社のホームページ上で積極的に公表するとともに、経済産業省が作成したサイト上で登録してくださるようお願いいたします。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

また、愛知県では、テレワークの体験や県産木材製品等を活用したテレワーク関連設備の展示を行う「あいちテレワーク・モデルオフィス」を8月に開設し、隣接する「あいちテレワークサポートセンター」と連携して、テレワークの導入・定着に関する支援を行っておりますので、御活用ください。

【愛知県緊急事態措置（抜粋）】

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年8月27日（金）～9月12日（日）

II. 事業者の皆様へのお願い

⑧テレワークの徹底等

○事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の徹底をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するよう要請します。

○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いいたします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲（注1）	目標値	実績及び対象期間（注3）
テレワーク実施可能な社員（社員の〇%） ・対象とする部門又は職種：〇〇、〇〇 ・現場作業が必要な部門又は職種：〇〇、〇〇	出勤者削減率 （注2） 〇%	出勤者削減率 （注2） 〇% （〇月〇日～ 〇月〇日）
【主たる部門における実施状況】（注4）		
〇〇支社 テレワーク実施可能な社員（社員の〇%） ・対象とする部門又は職種：〇〇、〇〇 ・現場作業が必要な部門又は職種：〇〇、〇〇	〇%	〇% （〇月〇日～ 〇月〇日）
△△事業所 テレワーク実施可能な社員（社員の〇%） ・対象とする部門又は職種：〇〇、〇〇 ・現場作業が必要な部門又は職種：〇〇、〇〇	〇%	〇% （〇月〇日～ 〇月〇日）

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
(例) ・ テレワーク用のノートパソコンを〇台導入 ・ テレワーク実施者に携帯電話を貸与 ・ オンライン会議システムやビジネスチャット等のIT環境を整備 ・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定 ・ 会議や研修を原則オンライン化 ・ テレワーク手当を導入

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
(例) ・ 有休休暇の取得奨励 ・ 時差出勤の奨励 ・ ローテーション勤務の推進